



## 憲法番外地である職場に護憲の闘いを



この一年間『みんなの学習講座―職場と生活に憲法を活かす』で関東の仲間とともに日本国憲法の具体的な中身について学習し討論してきました。

恥ずかしい話ですが、この講座を受け持つまで私は憲法の前文も103条からなる本文についても深く考えたことがありませんでした。憲法は国民生活の基礎となるものですが、小中学校の義務教育でも高等学校でも憲法の全文を教えてもらった記憶がありません。

自民党は「現憲法は個人の権利ばかり尊重している。義務規定を増やすべきだ」と憲法を改悪しようとしていますが、憲法とは国民を縛るものではなく国家権力に歯止めをかけるもの。憲法は国民が守るものではなく、国民は憲法によって守られる、という近代憲法の基本理念は目からウロコのような驚きでした。

今、改憲に向けた動きが加速する中で多くの仲間が平和憲法を守るために頑張っています。私たちはそれらの組織に積極的に関わり改憲を阻止していかなければなりません。

それと同時に、憲法番外地である職場で私たちの生存権や人権がどう侵されているのかをしつかりと見据え憲法を守らせなければなりません。

利潤追求が全てに優先する資本主義社会で人権保障など相容れることはできません。人権無視の命令と服従。当たり前のように行われるパワハラやセクハラ。成果主義賃金の導入による賃金差別。同じ仕事をしていても正社員と非正規社員との身分差別、そして生存権そのものが否定される過労死等々、人権無視の職場に憲法を武器に護憲の闘いを挑んでいきたいと思っています。

『月刊まなぶ』企画編集委員 三宅 敏之（N関労茨城書記長）